

## 指定管理者の公募について

指定管理期間が令和6年3月31日で満了いたします  
桐生が岡遊園地、吾妻公園及び水道山公園につきまして、  
指定管理者の募集を行います。

### ■内 容

1 公募する施設

桐生が岡遊園、吾妻公園及び水道山公園

2 指定管理者の業務

◆桐生が岡遊園地

- (1) 桐生が岡遊園地の施設及び遊器具の使用に関すること。
- (2) 桐生が岡遊園地の施設及び遊器具の維持管理に関すること。
- (3) その他施設の管理上、市長が必要と認める業務

◆吾妻公園及び水道山公園

- (1) 指定管理施設の使用の許可に関すること。
- (2) 指定管理施設の維持管理に関すること。
- (3) その他施設の管理上、市長が必要と認める業務

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで 5年間

4 応募資格

法人その他の団体、または複数の団体により構成されるグループ

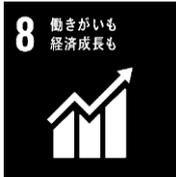
- ◆桐生が岡遊園地・・・・・・・・群馬県内に事務所または事業所を有するものに限りませう。
- ◆吾妻公園及び水道山公園・・・・・・・・桐生市内に事務所または事業所を有するものに限りませう。

5 募集要項の配布期間

令和5年7月3日（月）から令和5年8月18日（金）まで

6 募集要項の配布場所

桐生市ホームページ



【問い合わせ】

都市整備部公園緑地課公園管理係

担当 藤本、清水

TEL 0277-46-1111（内線747）